

社会福祉法人山口市社会福祉協議会

役員等の報酬に関する規程

〔 山口市社協規程第19号
平成17年10月3日制定 〕

(目的および適用範囲)

第1条 この規程は、次に掲げる役員等に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 会長（非常勤）
- (2) 副会長（非常勤）
- (3) 専任の常務理事（常勤）

(報酬等の額)

第2条 本会は、第1条に定める役員に対し、各年度の報酬等の総額が5,100,000円を超えない範囲で、次に定める報酬額の支給基準に従って、報酬を支給することができる。

2 役員の報酬の額は、次に掲げるところによる。

- (1) 会長 月額 100,000円
- (2) 副会長 月額 10,000円
- (3) 専任の常務理事 月額 240,000円

(手当)

第3条 本会は、第1条第1項第3号に定める専任の常務理事に対し、期末手当、通勤手当を支給することができる。

- (1) 期末手当の額は、本会の給与規程の適用を受ける正規職員の例により、年報酬月額の2.40箇月分とする。
- (2) 通勤手当の額は、山口市職員の通勤手当の支給に関する規則の例による。

(支給期日)

第4条 報酬の支給期日は、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。ただし、副会長の報酬月額については、月をまとめて支給することができる。

(公表)

第5条 本会は、この規程を社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項の規定の期末手当の額の年報酬月額の2.40箇月分は、令和3年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の社会福祉法人山口市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払とみなす。